

本日の説明内容

- ▶ 重要土地等調査法について
- ▶ 地方公共団体との関係について
- ▶ 区域の指定の考え方について
- ▶ 3回目の区域指定候補等
- ▶ 質疑応答

(1) 重要土地等調査法について

▶ 重要土地等

▶ 3回目の区域指定候補地

▶ 区域の指定の要する区域

▶ 地方公共団体の関係について

▶ 重要土地等調査法

国内用語の日本

重要土地等調査法の概要

【目的】重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止

【対象区域の指定及び調査・規制の枠組み】 ※運用の細目は、基本方針を策定

注視区域

重要施設の周辺 : 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設※の周辺の区域 (概ね1 km)

国境離島等 : 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域 ※政令事項：以下を規定

・ 原子力関係施設

・ 空港 (自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定)

- ➡ ① 区域内にある土地等の利用状況を調査
- ② 調査結果を踏まえた**勧告・命令 (罰則あり)**、③必要がある場合、国による**土地等の買取り**を実施。

特別注視区域

注視区域のうち、機能が特に重要なもの、機能阻害が容易であり代替が困難なもの

- ➡ 上記①～③に加え、④ 土地等の所有権移転等に際しての**事前届出** を義務付け。

※政令事項：届出対象となる土地等の面積規模 (200㎡を下回らない範囲内) 等を規定

調査

対象 : 土地及び建物の所有者、賃借人 等

事項 : ・ **所有者等** : 氏名、住所、国籍 等
・ **利用状況** ※政令事項

手法 : ・ 現地・現況調査
・ 公簿収集 (不動産登記簿、住民基本台帳等)
・ 所有者等からの報告徴収 (刑事罰あり)

事前届出

(特別注視区域のみ)

対象 : 土地等の所有権移転等 (刑事罰あり)

届出事項 : ・ 氏名、住所、国籍 等 ※府令事項
・ 利用目的、所在、面積 等

利用規制

- **他法令に基づく措置** (例：転用許可を受けていない違法な農地転用は、農地法に基づく措置)
- **機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令 (刑事罰あり)**
 - ・ 国による損失の補償
 - ・ 国への買入れの申出

国による土地等の買取り

【参考】法の運用指針を定める基本方針について

構成及び主な記載事項

第1 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

- ・ 本法制定の背景、趣旨等
- ・ 本法に基づく措置を行うに当たっての留意事項(国民の権利との関係、個人情報保護、法に基づく措置の適用)

第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項

- ・ 注視区域及び特別注視区域の指定の趣旨及び手続
 - 区域指定の際、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取
- ・ 注視区域の指定の対象
 - 防衛関係施設:我が国を防衛するための基盤としての機能を有する①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発等を行う施設及び④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設の周囲
 - 海上保安庁の施設:領海警備に関連する海上における船舶の航行の秩序を維持する機能を有する施設であって、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものの周囲
 - 生活関連施設:【政令事項】原子力関係施設(製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設等)及び空港の周囲(空港については、基本方針において、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設に限る。)
 - 国境離島等:我が国が現に保全・管理を行っており、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するもののうち、
①国境離島は、領海基線の周辺並びに領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周辺(無人のものはその全域)、②①以外の有人国境離島地域を構成する離島は、領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周辺
- ・ 特別注視区域の指定の対象
 - 防衛関係施設:①指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設、②警戒監視・情報機能を有する施設、③防空機能を有する施設及び④離島に所在する施設の周囲
 - 国境離島等:我が国が現に保全・管理を行っているもののうち、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものであって、無人の国境離島の全域

(次頁に続く)

第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(続き)

- ・ 経済的社会的観点からの留意事項
 - 注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある場合: 国有地の所在、機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域特性などの事情が存する場合
 - 特別注視区域として指定しないことがある場合: ①区域の面積の大部分が人口集中地区であること、②区域内に人口約20万人の市町村等の年間土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在することといった要件を総合的に勘案する場合

第3 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項

- ・ 土地等利用状況調査
 - 調査方法(公簿等の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査、報告の徴収等を実施)、調査対象となる者(土地等の利用者及びその他の関係者(土地等の利用者が法人である場合のその役員等))、調査項目(土地等の所在、地目等のほか、利用者その他の関係者の氏名又は名称、住所、【政令事項】本籍、国籍等、生年月日、連絡先、性別)
 - 関係行政機関、地域住民等からの情報提供を受け付ける体制を整備
- ・ 法第13条に基づく届出の趣旨、対象(【政令事項】200平方メートル以上の面積・床面積の土地・建物)、届出事項(氏名又は名称、住所等のほか、【府令事項】国籍等、利用の現況等)、周知・広報、届出に係るQ&Aの公表などきめ細かく対応する体制の整備、オンラインによる届出

第4 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

- ・ 勧告及び命令の趣旨及び手続
 - 勧告は、調査を通じて収集する情報を総合的に勘案し、現に機能阻害行為の用に供されていると認められる場合又は機能阻害行為の用に供される蓋然性が社会通念上相当程度高いと認められる場合に実施
- ・ 機能阻害行為
 - 機能阻害行為の類型として、自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置や、領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更などを例示(機能阻害行為に該当するとは考えられない行為として、施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住等を例示)
- ・ 補償の趣旨及び手続

第5 その他重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

- ・ 関係行政機関の長に対する情報提供等
 - 土地等利用状況調査の結果、注視区域内の土地等が機能阻害行為の用に供される兆候が明らかとなり、他法令に基づく措置が当該機能阻害行為の是正に有効であると認められる場合に実施
- ・ 国による土地等の買取り等、土地等利用状況審議会の概要及び役割、法に基づく措置の実施状況の公表
- ・ 我が国の安全保障をめぐる内外情勢の変化等への対応

(2) 地方公共団体との関係について

1. 区域指定に係る関係地方公共団体の意見の聴取 (附帯決議、基本方針)

- 注視区域又は特別注視区域として指定される予定の区域が属する都道府県及び市区町村（以下「関係地方公共団体」という。）に対し、以下のとおり意見の聴取を行います。
 - 該当する関係地方公共団体へ、注視区域又は特別注視区域の案を送付いたします。内容を確認いただき、意見等がございましたら、回付いただく形となります。
 - 区域が指定される見込みの地域の実情、例えば、区域の範囲に係る地形的情報（町字等の情報を含む）や、開発計画・開発行為の情報などを聴取いたします。
(例：区域に指定しても意味をなさないと考えられる急峻な崖地の有無、将来大規模な（再）開発が行われる計画がある場所の有無など)
 - 意見聴取の期間は、約1か月です。
 - 意見を回付いただく際は、いただいたご意見の内容を確認できる参考資料（例えば、関係地方公共団体でお持ちの地形図の写しや開発計画に係る文書など）を併せて送付いただきたくお願いします。

重要土地等調査法における地方公共団体との関係について

2. 区域指定後の関係地方公共団体への通知 (法第5条第5項、第12条第5項)

- 注視区域及び特別注視区域は、関係地方公共団体の意見の聴取や関係行政機関との協議を行い、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で指定されることとなります。
- 実際に区域を指定する際は、官報で公示するとともに、関係地方公共団体に対し、区域及び指定の事由を通知することとされており、指定に際しては通知文を送付いたします。

3. 区域指定に係る地方公共団体の所有する土地の取扱い (基本方針)

- 国境離島等の区域指定の対象は、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものとされています。(これは、国及び地方公共団体が所有する土地のみが所在する国境離島等は、その土地の利用者によって機能阻害行為の用に供されるとは想定しがたいことによるものです。)
- ただし、当該土地が国又は地方公共団体以外の者に売却される場合などは、区域指定の対象とどうかを検討する必要があります。
- このため、国及び地方公共団体が所有する土地のみが所在する国境離島等において土地を所有する地方公共団体におかれては、その所有する土地の状況(土地の売却計画など)について、適宜内閣府に情報共有をお願いします。(該当する地方公共団体へは、内閣府から別途連絡します。)

重要土地等調査法における地方公共団体との関係について

4. 利用者等関係情報の提供 (法第7条)

- 法第6条に定める土地等利用状況調査は、不動産登記簿を中心として実施しますが、必要がある場合には、以下の公簿等を保有する関係地方公共団体に対し、その土地等の利用者等に関する情報提供を依頼することがあります。

住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿、農地台帳、林地台帳、
国土利用計画法に基づく届出書（土地売買等届出書） 等

- 提供を依頼する具体的項目は、以下のとおりです。

氏名又は名称、住所、本籍（外国人の場合は国籍等）、生年月日、連絡先、性別

- 情報提供は、内閣府から公簿等を保有する関係地方公共団体に対して直接依頼（市町村の保有する情報は、都道府県を経由せず、直接当該市町村に依頼）します。

※ 本件情報提供依頼の具体的要領については、各公簿等の制度を所掌する関係行政機関と別途調整しております。

5. 収用委員会に対する裁決申請 (法第10条)

- 内閣総理大臣は、本法の勧告又は命令を受けた者が当該勧告等に係る措置をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合は、その損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償することとされています。

- この損失の補償は、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議することになりますが、協議が成立しない場合は、都道府県に設置される収用委員会に対し、土地収用法第94条第2項の裁決を申請することができるとされています。

- 裁決申請を受けた収用委員会におかれては、当該手続きの実施をお願いいたします。

重要土地等調査法における地方公共団体との関係について

6. 関係行政機関等の協力 (法第22条)

- 法第22条に基づき、内閣総理大臣は、本法の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関、関係地方公共団体等に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができます。
- 例えば、勧告等の措置を講じるべきか否かを判断するに当たり、個別具体の状況に応じ、地域の実情を把握している関係地方公共団体等の有する知見を取り入れる必要があることなど、本法の目的を達成するために関係地方公共団体等の協力が適当な場合があることから、規定を置いたものです。
- ※ また、本法の趣旨や区域指定、届出制度などの国民に対する周知は、一義的には内閣府で行いますが、住民生活と密接な関係にある業務を数多く行う地方公共団体におかれても、例えば、広報誌への制度紹介の記事掲載、官公署におけるリーフレット等の配置など、可能な範囲での協力をお願いいたします。

【参考】コールセンター連絡先

「重要土地等調査法」^[※]に関するお問い合わせ対応について（お知らせ）

[※]正式名称：重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

「重要土地等調査法」につきましては、今後、国による「注視区域」・「特別注視区域」の指定や、土地・建物の売買等に関する国への届出を施行していくこととなりますが、それらに伴い、関係する住民や事業者の方々から、「どのような法律なのか?」、「自宅や事業所が指定区域に入っているかどうか?」、「届出はどのように行えばいいのか?」といった制度や手続き等に関するお問い合わせが関係地方公共団体に届くことが想定されます。

つきましては、関係する住民や事業者の方々よりお問い合わせがありましたら、内閣府において対応いたしますので、以下の連絡先をお問い合わせをされてきた方にお伝えください。

お問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL : 0570-001-125 (平日9:30~17:30)

なお、内閣府のホームページ(別添参照)においても、上記のお問い合わせ先を掲載しているほか、各種の制度や届出に関する手続き・様式・記載要領等を掲載していますので、適宜、お問い合わせをされてきた方にご案内をお願いいたします。

内閣府政策統括官（重要土地担当）

(3) 区域の指定の考え方について

区域指定の基本的な考え方

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設又は国境離島等であるかを判断する。
- なお、調査や、機能阻害行為に対する勧告・命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はない。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設	(防衛関係施設)	
	①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設 (※2)
	⑤海上保安庁の施設 (管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの)	—
重要施設	(生活関連施設)	
	⑥原子力関係施設 ⑦空港 (自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)	—
国境離島等 (※1)	⑧国境離島 (領海基線の周辺) ⑨国境離島 (領海警備等の活動拠点等の周辺) ⑩有人国境離島地域離島 (⑨に該当するものを除く) (領海警備等の活動拠点等の周辺)	⑮無人の国境離島

(※1) 我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

(※2) 経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ注視区域にする場合がある

区域指定の基本的な考え方

- 安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において、「経済的社会的観点から留意すべき事項」を記載。

1. 注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 国有地の所在
- 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性 等

これらの事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある。

2. 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 区域の面積の大部分がD I D（人口集中地区）
- 区域内に、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在

これらを満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1. を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある。

区域指定の基本的な考え方

- 注視区域及び特別注視区域は、多数の指定が見込まれることから、以下の点を総合的に勘案し、準備が整ったものから順次指定していく方針。
 - 重要施設又は国境離島等の重要性
 - 現地状況の把握の困難性
 - 区域の外縁の線引き等の準備状況
 - 重要施設等を所管する関係機関の準備状況

- また、区域の指定に当たっては、
 1. 重要施設の敷地に関する考え方
 2. 国境離島等の区域に関する考え方
 3. 区域の外縁に関する考え方について、次のとおり整理。

区域指定の基本的な考え方

1. 重要施設の敷地に関する考え方(1/2)

一つの敷地に単一の施設・単一の機能が基本となるが、以下のような場合も存在。

(1) 敷地が複数に分かれている場合

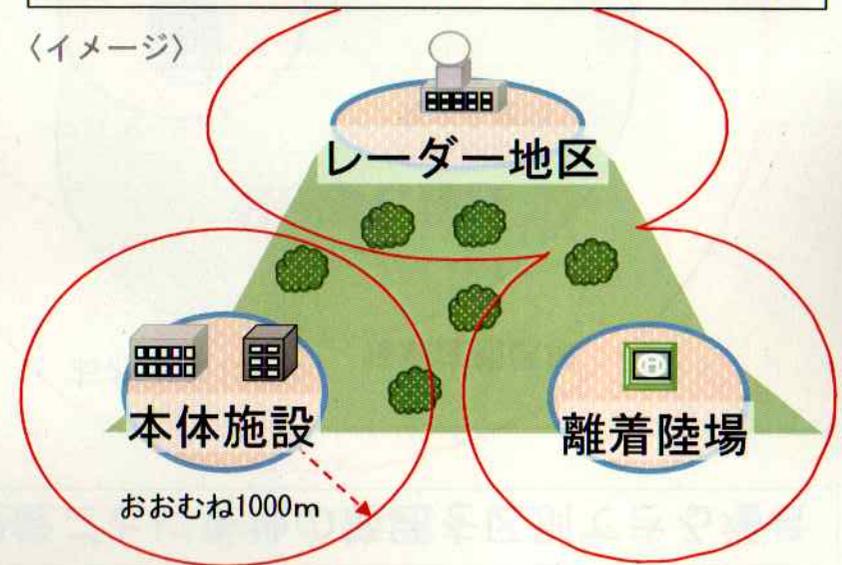
- 飛地が本体施設と別に存在する、施設が道路で分断されているなど、敷地が複数に分かれている場合、それぞれの敷地が当該施設の機能として一体不可分の関係であれば、それぞれの敷地ごとに区域を指定する。

(2) 付随する管理用地が存在する場合

- 本体施設に付随する進入路や保安用地等の管理用地が存在する場合、それぞれの用地が本体施設の機能と一体不可分の関係であれば、これらを含めて施設の敷地として取扱う。

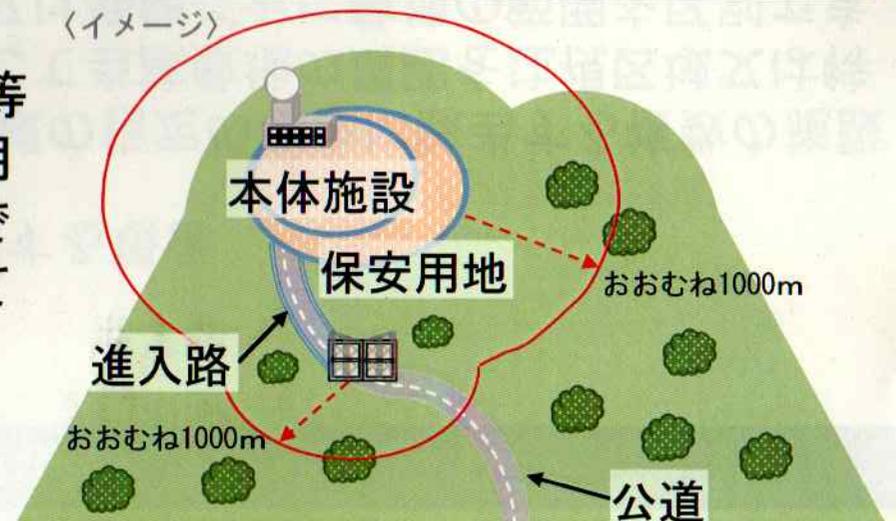
飛地が本体施設と別に存在する場合

〈イメージ〉



施設に付随する進入路・保安用地

〈イメージ〉



区域指定の基本的な考え方

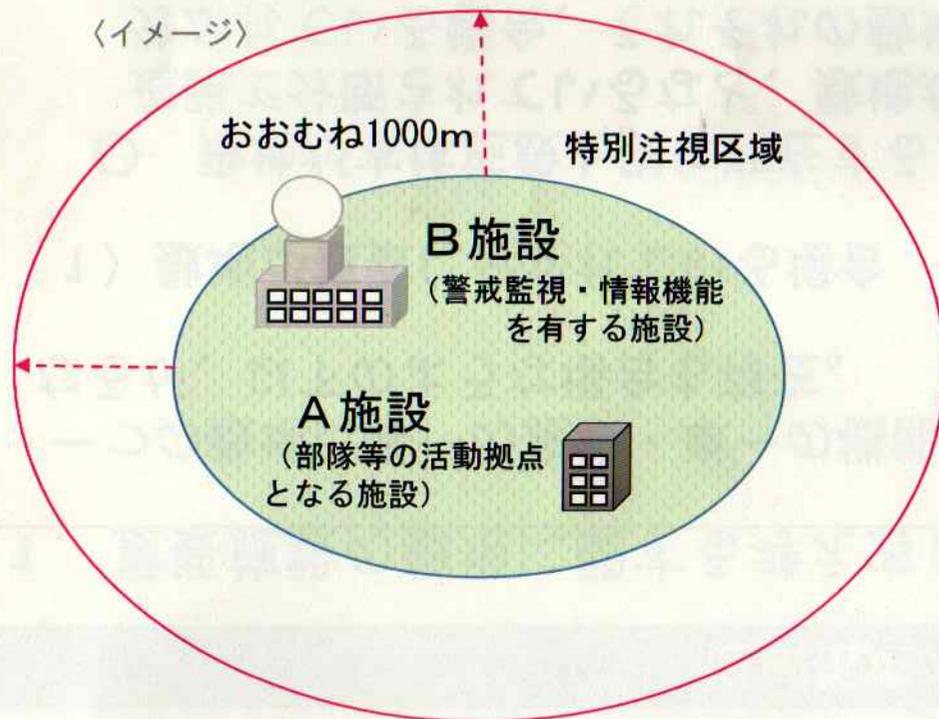
1. 重要施設の敷地に関する考え方(2/2)

(3) 一つの敷地に複数の施設又は機能が存在する場合

- 一つの敷地に注視区域又は特別注視区域の指定の事由に該当する複数の施設又は機能が存在する場合、その機能に応じて当該敷地の周囲を注視区域又は特別注視区域として評価する。なお、施設又は機能ごとに敷地の範囲を区別できる場合は、それぞれの敷地ごとに評価を行う。

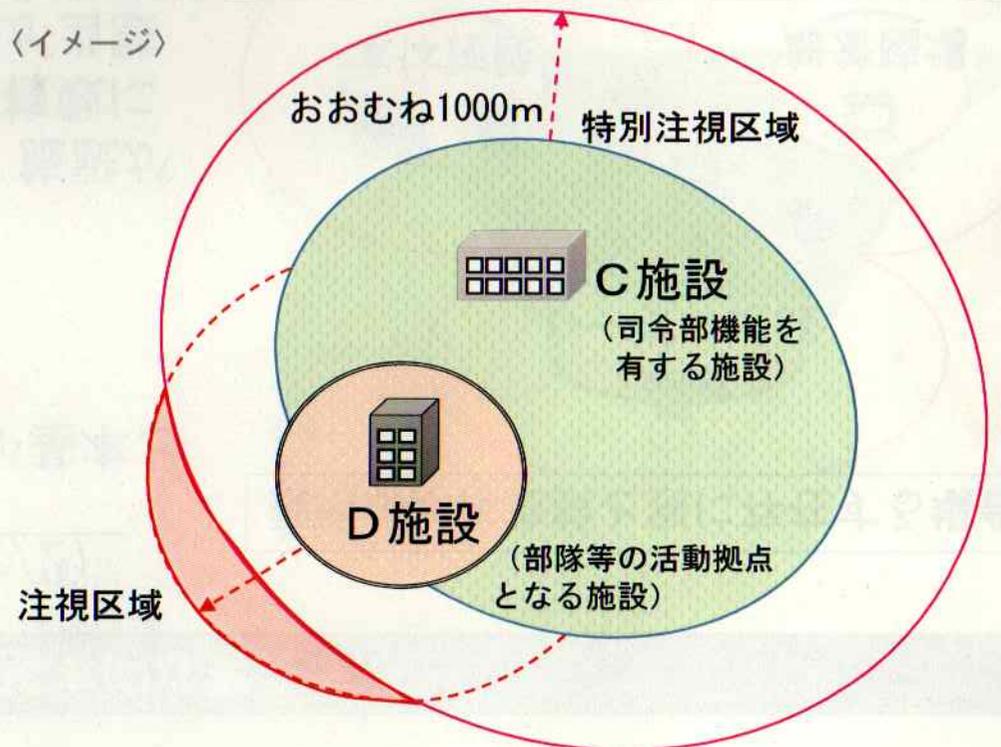
単一の敷地に複数の施設又は機能

<イメージ>



施設又は機能ごとに敷地の範囲を区別できる場合

<イメージ>



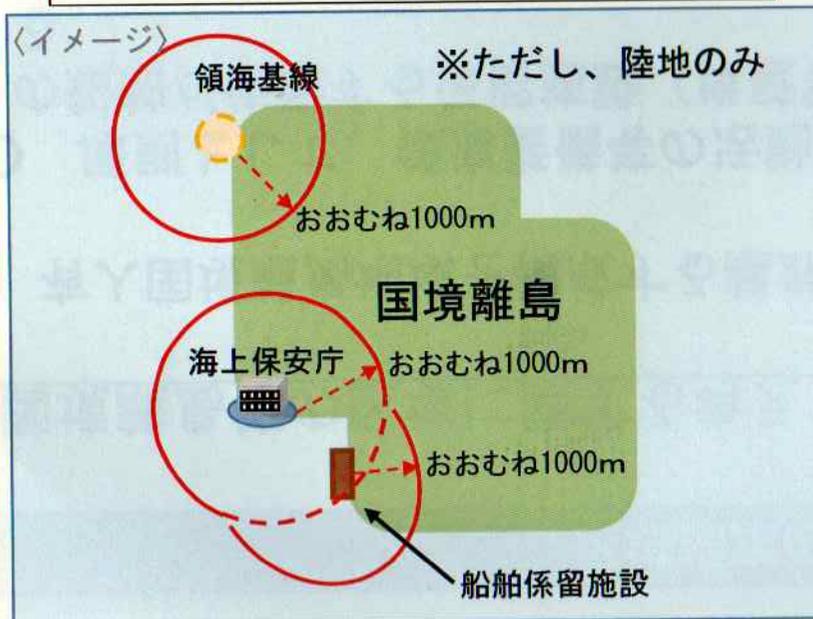
区域指定の基本的な考え方

2. 国境離島等の区域に関する考え方(1/2)

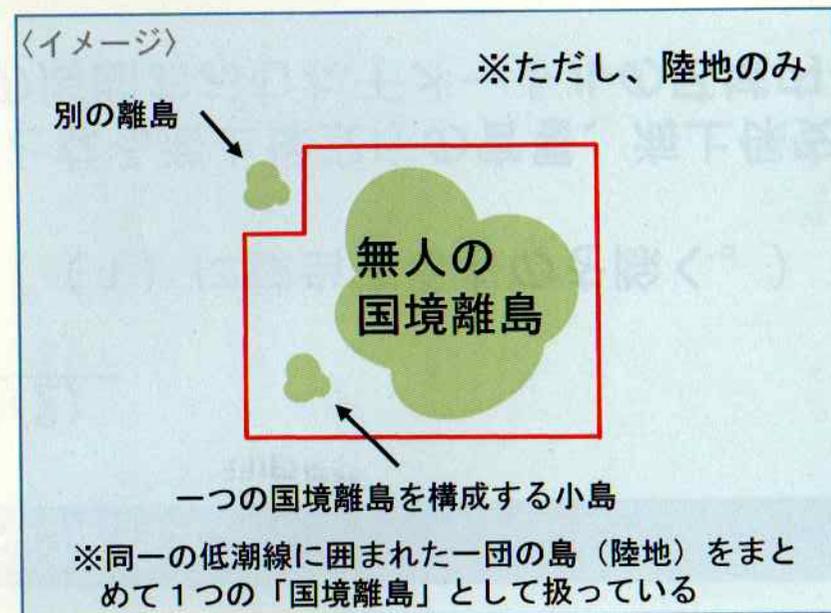
(1) 国境離島

- 原則として、領海基線近傍の周囲又は領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設（岸壁等）の周囲おおむね千メートルの区域内とする。
- ただし、無人の国境離島は、その全域とする。

領海基線近傍等の周囲おおむね千メートルの区域内イメージ



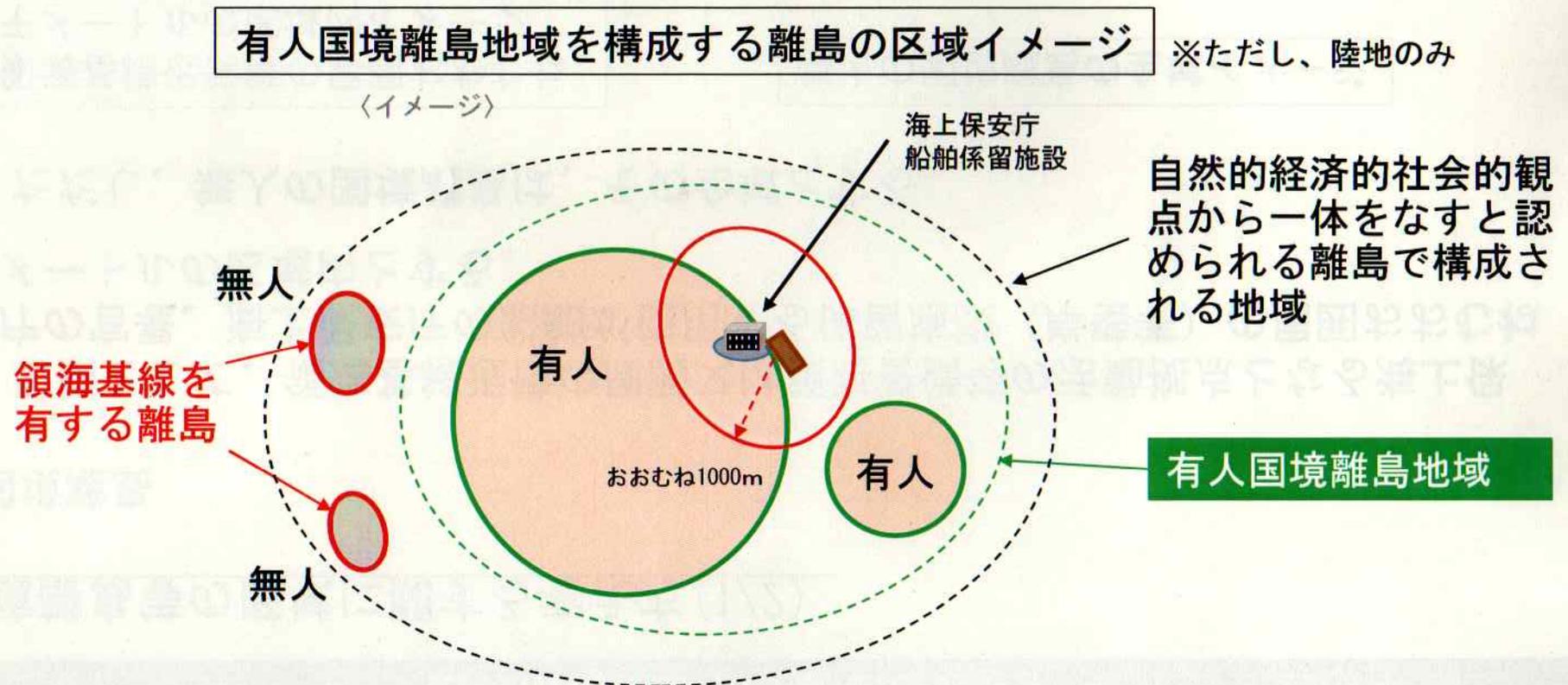
無人の国境離島の全域イメージ



2. 国境離島等の区域に関する考え方(2/2)

(2) 有人国境離島地域を構成する離島(※) ((1) に該当するものを除く。)

- 原則として、領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周囲おおむね千メートルの区域内とする。



(※) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条第1項に規定する有人国境離島地域を構成する離島。

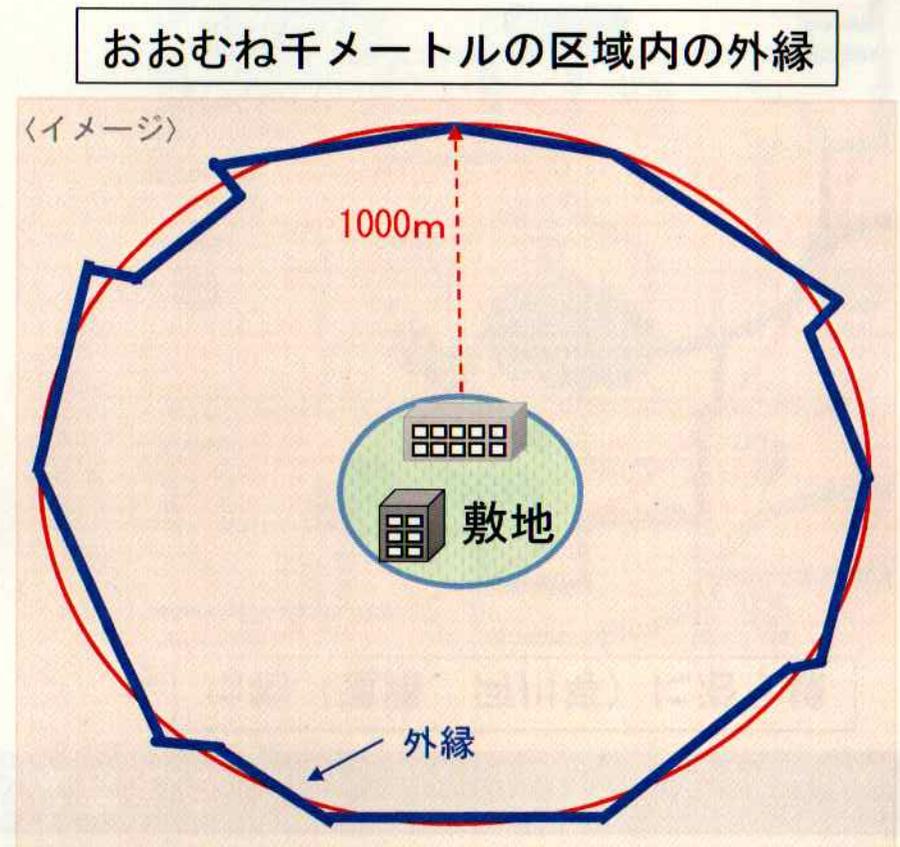
3. 区域の外縁に関する考え方(1/2)

(1) 無人の国境離島

- 当該離島全体を過不足なく包含する形で、点と点を結んだ直線を用いて区域の外縁とする。

(2) 重要施設及び(1)以外の国境離島等

- 「おおむね千メートルの区域内」の趣旨に鑑み、敷地等からの距離が1,000メートルに近い外縁となるようにする。

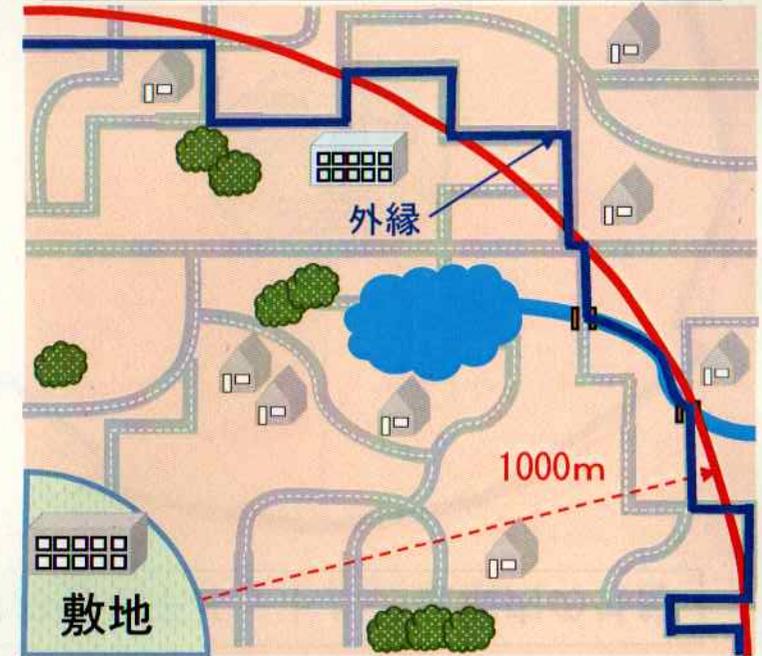


区域指定の基本的な考え方

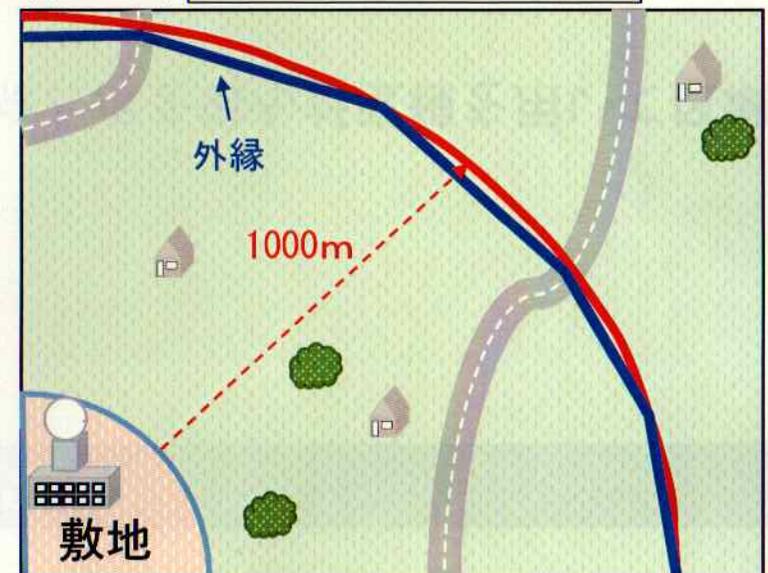
3. 区域の外縁に関する考え方 (2/2)

- 市街地や畑地等においては、土地所有者等に対して区域の外縁を分かりやすく示す観点から、原則として地物（道路、河川等）に沿うようにする。
- 市街地等以外においては、原則として点と点を結んだ直線を用いる。
- 建物は分断しないように努める。

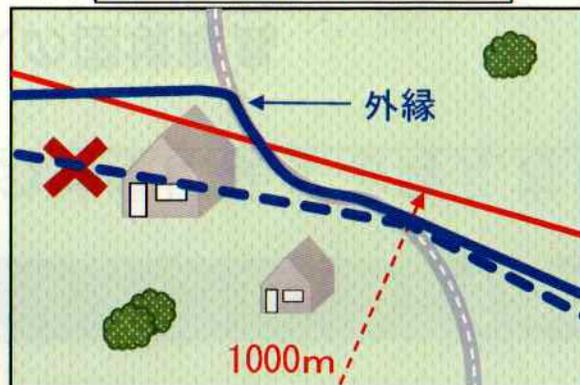
〈イメージ〉 地物（道路、河川等）に沿う線



〈イメージ〉 点と点を結んだ直線

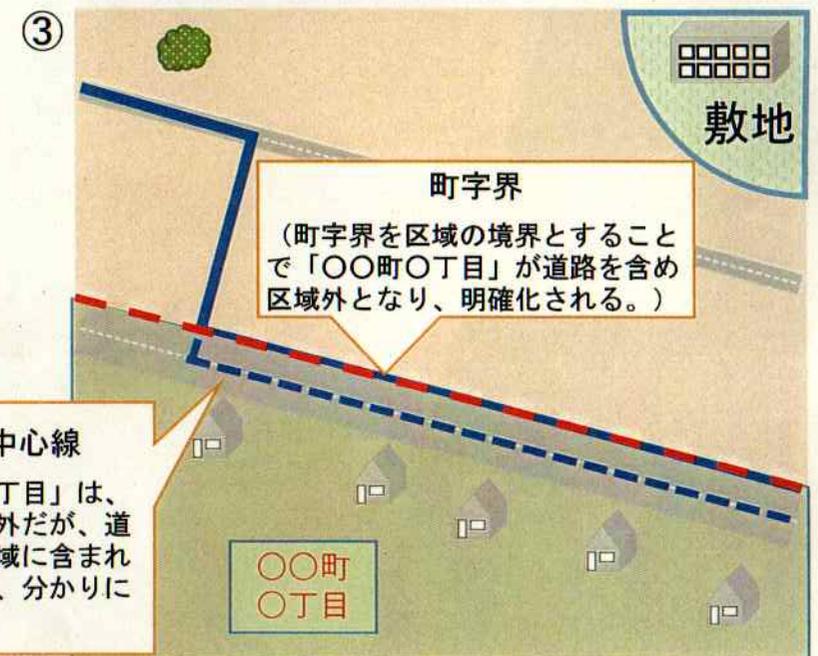
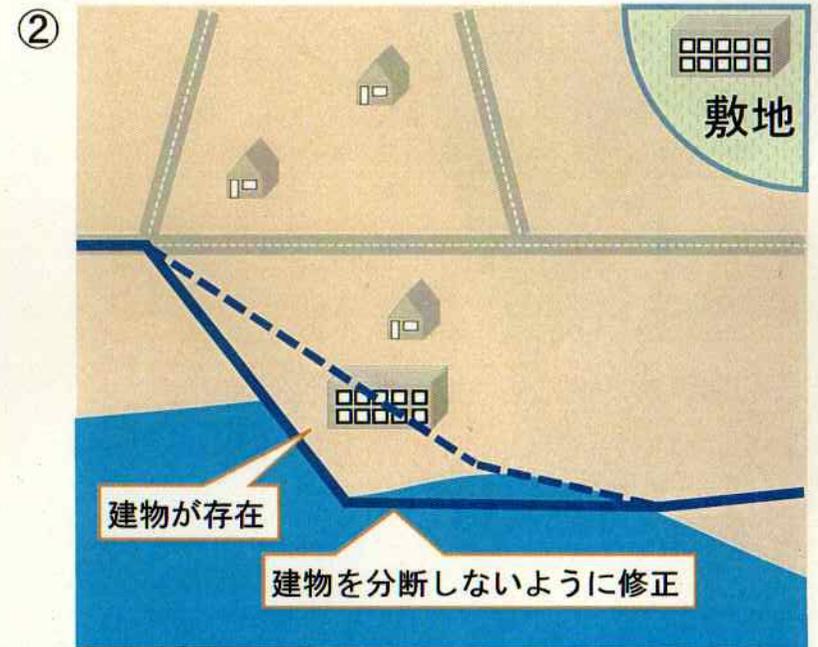
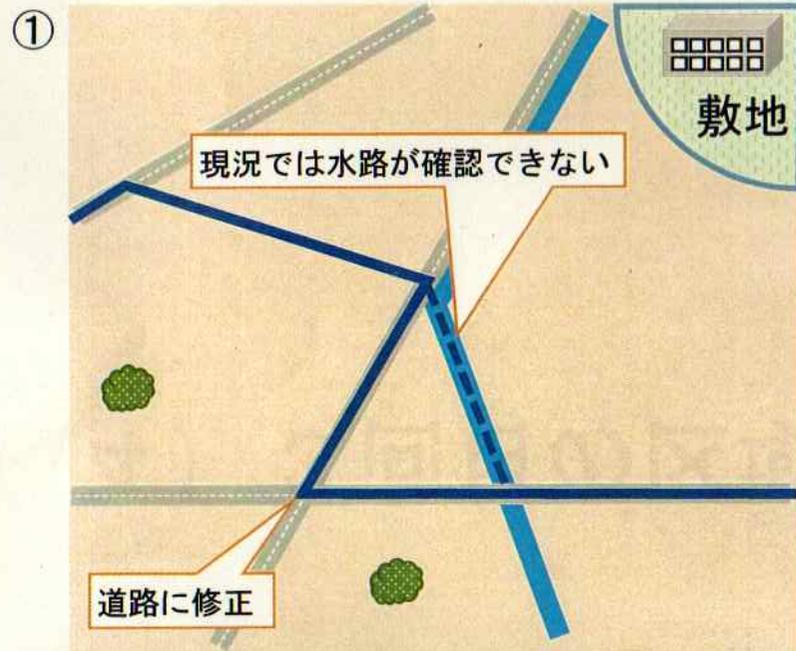


〈イメージ〉 建物を分断しない



○ 地方公共団体からいただいた意見の例

- ・ 現況で確認できない地物の情報提供
→ 外縁線を修正・・・①
- ・ 建物分断の情報提供
→ 外縁線を修正・・・②
- ・ 区域を明確にする観点から、外縁の一部を道路又は直線から町字界へ変更
→ 外縁線を修正・・・③



凡例：修正前 ———
修正後 ——— 町字界 ———